

議案第 39 号

あきる野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 8 月 25 日

提出者 あきる野市長 中 嶋 博 幸

提案理由

育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、部分休業制度の拡充を行うとともに育児と仕事との両立支援制度等の利用に関する意向確認のための措置を講じることから、規定を整備する必要がある。

あきる野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

あきる野市職員の育児休業等に関する条例（平成 7 年あきる野市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び第 2 項」を「から第 3 項まで及び第 5 項」に改める。

第 7 条中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削る。

第 8 条の見出し中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条第 1 項中「部分休業」を「育児休業法第 19 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 1 号部分休業」という。）」に、「次条」を「第 9 条」に改め、「の始め又は終わり」を削り、同条第 2 項及び第 3 項中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条の次に次の 4 条を加える。

（第 2 号部分休業の承認）

第 8 条の 2 育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 2 号部分休業」という。）の承認は、1 時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合であっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第 2 号部分休業を承認することができる。

（1） 1 回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の勤務時間数

（2） 第 2 号部分休業の残時間数に 1 時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

（育児休業法第 19 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間）

第 8 条の 3 育児休業法第 19 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間は、4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。

（育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号の条例で定める時間）

第 8 条の 4 育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号の条例で定める時間は、次の各号に掲げる職

員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第8条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第9条第1項及び第2項中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第10条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第10条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

第11条に次の3項を加える。

3 任命権者は、第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の育児と仕事との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される家庭生活と職業生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

4 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、市規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の育児と仕事との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される家庭生活と職業生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

5 任命権者は、第3項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号）第 1 9 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間における部分休業の承認を請求する場合におけるこの条例による改正後のあきる野市職員の育児休業等に関する条例第 8 条の 4 の規定の適用については、同条第 1 号中「7 7 時間 3 0 分」とあるのは「3 8 時間 4 5 分」と、同条第 2 号中「1 0」とあるのは「5」とする。